

寄附行為変更に関する Q&A

文部科学省高等教育局
私学部私学行政課長
神山 弘

【1. 理事について】

Q1-1

理事選任機関を理事会とする場合の注意事項は何か。

A1-1

理事の選任は評議員会の監視や監督機能を定期的に発揮させる重要な手段だと考えている。理事選任機関に評議員を加えることなどによって理事会からの中立性を確保することが望ましい。理事選任機関を理事会とすることも不可能ではないが、どうして理事会とすることを説明する責任が発生する。今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断してほしい。

Q1-2

理事選任機関を評議員会とする場合、評議員全員ではなく、そのうちから数名とする際の注意事項は何か。

A1-2

数名の集まりの場合は、評議員会そのものとはならない。評議員会から選ばれた数名で構成することはあり得るが、誰を構成員とするかは検討が必要であり、理事会から選ばれた評議員だけで構成する場合は、理事会からの中立性などへの配慮が必要だ。評議員会そのものではない場合は評議員会の意見を聴くプロセスが必要だ。

Q1-3

理事を一括で選任する理事選任機関において、理事又は評議員の構成比はどの程度が良いのか。注意事項は何か。

A1-3

構成比は自由でよいが、制度改正の趣旨を踏まえて対応してほしい。

Q1-4

理事長の任期について、法律上や寄附行為作成例上定めがないが、理事長の任期も定めるべきなのか。注意事項は何か。

A1-4

理事長の任期を定めるかは各法人の判断でよい。ただし、理事長の任期を、理事の任期よりも長く設定した場合であっても、理事としての任期が切れた場合は退任することになるので、その点は留意していただきたい。

Q1-5

学校長を業務執行理事とするかは各法人の判断になるのか。業務執行理事でない場合は、理事会での業務報告は必須ではないのか。

A1-5

学校長が教学面だけではなく、学校法人の業務を執行する場合には、学校長を業務執行理事とすることが必要であるが、各学校法人の判断による。学校長がいわゆる平理事の場合は報告義務はない。

Q1-6

代表業務執行理事の設置と登記について、理事長に事故があった場合、代表業務執行理事を置かなければ次の理事長が決まるまで代表権を持つものがない状況になるが、問題ないのか。常に代表業務執行理事を置き、登記しておかなければならないのか。

A1-6

代表業務執行理事を置くか否かは各学校法人の判断となる。代表業務執行理事を置く場合には登記が必要。なお、理事長が欠けた場合には、すみやかに新たな理事長を決める必要があるところ、その体制についても併せて決めておいていただきたい。

Q1-7

業務執行理事の業務代行順位について、理事長に事故があった場合に備えて、理事長の職務代行の順位を業務執行理事ごとに予め定めておく必要があるのか。

A1-7

各学校法人の判断であるが、円滑に職務を遂行するには定めたほうが望ましいだろう。

【2. 評議員について】

Q2-1

評議員の選考を評議員選考委員会を設置して行う場合において、選考委員会の構成は理事が過半数を超えていなければ良いのか。

A2-1

理事が選考委員の過半数を占める場合は、改正後の法第62条第5項第2号に規定する「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に該当することとなり、当該方法により選任される評議員は、評議員総数の1/2を超えてはならないこととなる。評議員の選任に理事・理事会がどこまでコミットするかについては、評議員の監視・監督機能が実質的かつ健全に機能するように適切に判断してほしい。

Q2-2

評議員会の「意見を聴く」ことについて、各評議員の意見を聴くだけでも良いのか。又はそれぞれの決議を採るべきなのか。注意事項は何か。

A2-2

決議を取るところまでは必要ではない。賛否が分かれている場合などは、評議員個人ではなく、評議員会としての意見を聞くことが必要となる。

Q2-3

評議員会の議長を理事長とすることは可能か。

A2-3

各学校法人で定めればよいが、通常は評議員のうちから議長が選ばれるものとする。なお、評議員以外の方が議長の場合、議長に議決権はない。

【3. その他】

Q3-1

理事・評議員・監事・会計監査人等の選任の際、理事会が候補者の原案を各々の選任機関に提出しても良いのか。

A3-1

通常行われていると思われる。特に問題はない。

Q3-2

特別利害関係者に誰が当たるかは、外からは分からない。任期途中で特別利害関係者になることもあり得る。どのように確認すべきか。注意事項は何か。

A3-2

選任の時以外に、例えば定期的な確認や、選任時に他の理事等と特別利害関係者になった場合はすみやかに報告するよう予めお願いしておくことなど、把握できるようにしておいた方がよい。

Q3-3

財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合、どのような寄附行為にしなければならないのか。詳細を教えてください。

A3-3

譲渡所得等の非課税措置の特例には、一般特例、承認特例の2つのケースがある。学校法人の理事等やその親族から寄附を受け入れる場合は、基本的に一般特例の制度を適用することになるが、この場合には、「寄附により、寄附をした人又はその親族等の税負担を不当に減少させる結果とならないこと」が求められ、学校法人の運営が適正であることを示すため、寄附行為に一定の事項を定めることが必要となる。具体的には、国税庁の法令解釈通達や文部科学省 HP に掲載されている「学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る贈与所得の非課税の承認の適用を受けようとする場合の学校法人の標準的な寄附行為（都道府県知事所轄学校法人）」を参考にしていきたい。なお、寄附者及びその親族が、寄附先の学校法人の理事等でない場合には、承認特例の制度が適用されることとなり、この場合においては、寄附を受けた学校法人の寄附行為において、一定の事項が定められていることは求められていない。

Q3-4

私立学校法施行令・施行規則は、いつ頃発表になるのか。

A3-4

施行令は今審査されており、いつまでにといい見通しが立たない。文部科学省としての案は既に示しているので、寄附行為の変更などの準備を進めてほしい。